

沖縄子どもの未来県民会議・にじのはしファンド協働事業 令和2年度「子どもに寄り添う給付型奨学金」募集要項

1 目的

この給付型奨学金は、沖縄子どもの未来県民会議とにじのはしファンドの協働により、学びたい意欲、能力があるにもかかわらず経済的な理由で進学が難しい皆さんに、奨学金を給付して夢や希望へ挑戦してもらうことを目的としています。

2 事業の対象者

この事業の対象者は、令和3年3月末までに高等学校を卒業し、それ以降に以下の沖縄県内に所在する施設等を退所する者又は里親等の委託が解除される者であって、令和3年4月に大学、高等専門学校、専修学校等に進学を希望する者のうち、保護者等から「5 給付の内容」に掲げる入学金及び在学期間における授業料についての経済的な支援が見込まれない者になります。

- (1) 児童養護施設
- (2) 児童自立支援施設
- (3) 児童心理治療施設
- (4) 里親
- (5) ファミリーホーム

3 給付対象となる進学先

沖縄県内及び県外に所在する学校教育法第83条に規定する大学、同法第115条に規定する高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校（一般課程を除く。）等（以下「大学等」という。）になります。

4 給付予定者数

応募者のうちから複数名

※ 寄付金の状況を勘案して給付予定者数を決定します。

5 給付の内容

進学先における入学金及び在学期間における授業料の全額。

※ 教材費、活動費、施設整備費等は除く。

6 他奨学金との併用

他の奨学金等との併用は可能です。併用予定の奨学金がある場合は、様式1に利用予定奨学金一覧の記入をお願いします。

※ 他の奨学金等とは、日本学生支援機構、地方公共団体、公的団体、民間企業・団体の奨学金及び大学の授業料免除等の学内の奨学金を

さします。

- ※ 他の奨学金等との併用の場合は、当初の利用予定額からそれらを差し引いた額を給付することとし、その調整は、給付決定後に行います。

7 応募方法等

次の(1)に掲げる提出書類を記入し、(2)から(4)に留意のうえ、各施設等、里親等を通して沖縄子どもの未来県民会議事務局に提出してください。

(1) 提出書類

ア 願書（様式1）

イ 奨学候補生推薦書（様式2）

- ※ 推薦書については、施設等、里親等に作成をお願いして下さい。

推薦書は、電子データによる提出も可能ですので、データが必要な場合は、沖縄子どもの未来県民会議事務局へご連絡ください。

ウ 在学高等学校発行の調査書

- ※ 高等学校によっては、発行まで1週間以上かかる場合があります。
早めの手続きをお願いします。

(2) 募集期間

令和2年8月11日（火）～令和2年9月30日（水）

(3) 書類の提出方法

ア 郵送の場合：「書留」、「簡易書留」でお送りください。

- ※ 当日消印有効。

イ 直接持参する場合：令和2年9月30日（水）17：00必着。

(4) 書類の提出先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（県庁3階）

沖縄県子ども生活福祉部子ども未来政策課

（沖縄子どもの未来県民会議事務局 給付型奨学金担当郡司あて）

8 書類の確認について

以下に挙げる項目について、提出前に願書の確認を行ってください。

- (1) 申請理由に、進学目的が明確に記載されており、夢実現にむけて学校生活やその他の生活の中で努力を続けていることが記載されているか。
- (2) 進学先での目標及び将来の人生の設計（就職等）などが申請理由に明確に記載されているか。

9 選考方法

提出された願書、推薦書、調査書等を参考に、沖縄子どもの未来県民会議で給付候補者を選考します。

10 給付候補者の決定及び通知等

沖縄子どもの未来県民会議会長が給付候補者を決定します。決定結果については、同県民会議事務局から各施設等、里親等を経て申請者に通知します。

～～（以下、11～15は、給付決定後の流れとなります。）～～

11 奨学金の給付について

(1) 給付期間

進学先の大学等に在学する期間

(2) 給付方法

協働事業者であるにじのはしファンドを通してそれぞれの進学先に必要な入学金及び授業料を個々人の口座に直接振り込みます。

12 入学後の報告事項について

次に掲げる項目については、にじのはしファンドへ報告及び必要書類を提出してください

(1) 進学先へ入学後は、在学証明書を提出してください。

(2) 進級後は、在学証明書及び成績表を提出してください。

(3) 毎月1回の生活状況の報告をお願いします。

(4) 現住所及び進学後の住所等重要な事項に変更があったときは、にじのはしファンドへ速やかに、報告してください。

(5) 年度末に沖縄子どもの未来県民会議事務局が実施する、学生生活の状況の報告及びアンケート等にご協力ください。

※ 寄付をして下さった方等に向け、沖縄子どもの未来県民会議ホームページ等で匿名で公開する予定です。

(6) その他、大学等を卒業後、自分自身の経験を多くの県民の皆さんに伝えていくための活動に協力して下さい。

13 奨学金の停止について

皆さんが進学先の大学等において、次のいずれか1つに該当した場合は、奨学金の停止をする場合があります。その際は、速やかに報告してください。

(1) 休学したときまたは停学の処分を受けたとき。

(2) 12の(1)から(4)に定める報告事項を怠ったとき。

※ 上記事項によって奨学金が停止された場合でも、事由等により奨学金を復活する場合があります。

14 奨学金の廃止について

次のいずれか1つに該当した場合は、奨学金を廃止する場合があります。その際は、速やかに報告してください。

(1) 退学したとき。

- (2) 心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 奨学金の給付を受けることを辞退したとき。
- (5) その他奨学金給付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

15 奨学金の取消について

次のいずれかに該当した場合は、奨学金を取り消し、支給した奨学金の返還を求める場合があります。その際は、速やかに報告してください。

- (1) 申請書類等の記載事項に虚偽がある場合。
※ 進路希望先、進学先の変更が必要な場合は沖縄子どもの未来県民会議事務局までご連絡ください。
- (2) 被給付者が禁錮以上の刑を受けるとことが確定したとき。
- (3) その他対象者としてふさわしくない非違行為があったとき。

16 その他

- (1) 応募書類について
応募して頂いた提出書類については、支援団体と共有する事もありますのでご了知ください。
- (2) 問い合わせについて
この給付型奨学金事業についての質問及び推薦書等各種様式データのご希望などについては、下記までご連絡下さい。

沖縄子どもの未来県民会議事務局
(沖縄県子ども生活福祉部子ども未来政策課)

住所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
電話番号：098-866-2100 (担当 郡司あて)

